



〈研究〉印度ニ於ケル中央銀行問題(1)

海老原, 竹之助

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 25(1):107-114

(Issue Date)

1918-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00052908>



研究

印度ニ於ケル中央銀行問題 (其二)

商學士 海老原 竹之助

目次

- (一) 中央銀行問題ノ由來
- (二) 現時ノ州立銀行ノ地位機能並ニ其缺點
- (三) 時勢後レノ現行紙幣發行制度
- (四) 現行制度ノ缺陷ト中央銀行問題
- (五) 反對論ニ二種アリ
- (六) 結論 (賛成論)

一 中央銀行問題ノ由來

印度ニ於ケル中央銀行問題ハ決シテ新シイ問題デハナイ、一八三六年ノ昔ニ於テ商人團體ガ盛ンニ中央銀行ノ必要ヲ論ジタルヲ初メトシ一八六七年ニハ時ノ「ベンゴール」銀行ノ總裁デアッタデツクソン氏ガ三個ノ州立銀行ヲ打ツテ一團トナシ茲ニ一大中央銀行ヲ設立スベシト云フ案ヲ政府ニ提

出シタコトガアル、不幸ニシテ此案ハ時ノ總督マヨ卿ノ反對スル所トナリ遂ニ實現スルニハ至ラナカツタケレドモ之ニ依リテ見ルモ此問題ハ決シテ新シイ問題デナイコトヲ知ルコトガ出來ル(註一)。

一八九八年、印度ノ財政經濟上ノ問題ヲ調査スル爲メ所謂「フアウラー委員會」ナルモノガ組織セラレタガ、之レニ呼出サレタ參考人ノ中ニハ須ラク印度ニ中央銀行ヲ設立スベシト力説シタ者モ少ナクハナカツタ、彼等思ヘラク印度ノ銀行制度ノ發達ハ誠ニ幼稚ニシテ産業ノ進歩ニ伴ツテ居ナイ從ツテ此幼稚ナ銀行制度ヲシテ産業ノ發達ニ伴ハシメ、同時ニ印度ヲ純然タル金本位國タラシメントスルニハ先ヅ中央銀行ノ設立ヨリ初メネバナラナイト(註二)。

斯クテ此問題ハ金本位ノ問題ト共ニ常ニ世人ノ頭ヲ悩マシテ居ツタノデアル。

(註一) M. de P. Wehler, — *Advance India*; p. 83.

(註二) 「フアウラー委員會」ノ委員中ニ Sir Everard Harcourt ト云フ人ガアツタ、其人ハ同委員會ノ報告書ニ一ツノ覺書ヲ添ヘ、

英國及佛國ニ於ケル中央銀行ノ利益ヲ述ベテ通貨ノ支配權ハ之レヲ此種ノ銀行ニ一任スルノ利便ニシテ且ツ產業界ノ消長ニ適應スルノ能力アルコトヲ唱ヘテ居ル、時ノ印度省大臣デアツタ Lord George Hamilton ハ大ニ其說ニ耳ヲ傾ケ、

一八九九年ノ豫算演說ニ於テハ同氏ノ覺書ヲ引用シテ問題ニ對スル世人ノ注意ヲ喚起シタ位デアツタ。

次デ一九一三年ニ至リテハ時ノ印度省次官デアツタ モンテグ氏 (今ノ印度省大臣) ガ英國下院ニ於テ試ミタ財政演說ノ中ニハ印度中央銀行問題ニ就テ大要左ノ如クニ述ベテ居ル。

此問題ハ已ニ幾度カ提唱セラレタ所デアツテ理論上ニ於テハ英國並ニ印度ニ於テ已ニ一般ニ是認セラレテ居ル所デアル、而シテ若シ此中央銀行ガ設立セラル、ニ至レバ印度省ガ現在擔當シテ居ル經濟上及財政上ノ仕事ノ大部分ハ之レニ引渡スコトガ出來ルシ、從ツテ印度省ノ施設ニ

對スル批難ノ焦點トナツテ居ル種々ノ難問ハ一朝ニシテ解決セラル、ニ至ルデアロウ、今ヤ印度省デハ此際印度ニ中央銀行ヲ設立シテ之レヲシテ國庫事務ヲ掌ラシメ通貨ノ發行整理者タラシメ、又印度省證券ノ發行ニ參與セシムル等種々ノ重要ナル事務ヲ掌ラシムルコトニ就テ再考ヲ要スルノ時期ナリト考ヘテ居ル云々（註三）。

然ルニ同年チャムバーレン委員會ナルモノガ組織セラレテ此問題ハ又タモ其調査事項ノ一ツトナツタケレドモ其到達シタル結論ハ實ニ左ノ如キ曖昧ナルモノデアツタ。曰ク、（此報告ハ一九一四年二月二十四日附ヲ以テ發表セラレタ）

吾人ハ委員會ニ出席シタル數多ノ參考人ノ意見ヲ聞イタガ此問題ニ就テハ未ダ彼等ニ何等完成シタル立案モ無ケレバ又中央銀行ナル文字ノ意義ニ就テサヘ一般的解釋ノ確定シタルモノガナイコトヲ發見シタ、茲ニ於テ吾人ハ J. M. Keynes 氏並ニ Sir Ernest Cable 氏等ヲシテ大體ノ立案ヲナサシメ、之レヲ標準トシテ討議研究スルコト、シタ。

之レヨリ先キ L. Ebratins 氏ガ印度省ノ同意ヲ經テ提出シタル覺書ガアル、之レハカ、ル中央銀行ノ利害得失ニ就テ議論シタモノデアアル、今以上ノ二案ニ就テ見レバ問題ノ要旨ハ明カニ之レヲ知悉スルコトヲ得ルシ、又其提案中ニハ實ニ傾聽ニ價スル所モアル、然ルニ吾人ノ引見シタル參考人ノ多クハ其提案ニ就テ確定シタル意見ヲ述べタ者ハナイ、サレバ吾人ハ本報告ニ於テ此等ノ提案ニ就テ十分ノ研究ヲ重ネタト公言スルニ躊躇セザルヲ得ナイ狀態ニアル、從ツテ吾人ハ此問題ニ就テハ更ニ印度ニ渡リテ實際ノ狀況ヲ視察スルノ必要アルヲ感ズル、故ニ吾

人ハ今中央銀行問題ニ就テハ確定的提案ヲ出スノ地位ニアラザルヲ覺ユ云々(註四)。

何ント甚ダシク曖昧ナル結論デハナイカ、蓋シ此問題ハ數十年來印度上下ノ議論シタ所デアルカラ少シク仔細ニ此等ノ議論ニ耳ヲ傾ケタモノハ自ラ其議論ノ要旨ト趨歸トヲ察スルニ難クハナイ、然ルニ苟モ調査委員會トモアロウモノガ何ガ爲メニ斯クモ曖昧ナル結論ヲ敢テスルカ、吾人ハ實ニ其眞意ヲ了解スルニ苦シム次第デアル。

然ルニ一九一四年八月歐洲大戰ガ勃發シテ以來印度ノ貿易ハ益々輸出超過ノ度ヲ大ニシ、英國ニ於ケル印度省證券ノ賣出ハ愈々多額トナリ、印度ニ於ケル紙幣ニ對スル保證準備ノ限度ハ戰前、一億四千萬留比ナリシモノ、今ヤ八億六千萬留比(紙幣發行總額ハ現今十億留比餘ナリ)ニ高ムルノ必要トナリ、紙幣ノ増發愈々多キヲ加ヘテ而カモ尙ホ十分ニ時勢ノ要求ニ應ズルコト能ハザルノ有様トナツタ、他面盛ニ銀塊ヲ買入レテ(倫敦ニ於ケル銀價ノ騰貴、數十年來ノ記錄ヲ破ルニ至リシハ印度省ガ常ニ買手トシテ市場ニ現ハレタルガ爲メナルコトハ勿論デアル)以テ銀貨準備ノ不足ヲ補充セントシタケレドモ遂ニ十分ナル能ハズ其結果ハ印度省證券賣出ノ縮少トナリ、輸入金銀ノ徵發令ノ發布ヲ促ガシ、若シ此勢ニシテ休止スル所ナクンバ兌換制度ノ維持サヘモ疑ハザルヲ得ザルノ有様トナツタ、茲ニ於テ世人ハ再ビ中央銀行問題ヲ考フルニ至ツタノデアル。今此問題ノ要旨ヲ考フルノガ本論ノ主意トスル所デアル。

(註三) S. V. Doraiswami—Indian Finance, Currency & Banking, p. 135.

(註四) Final Report of the Commission, 1914, p. 52—3.

二 現時ノ州立銀行ノ地位機能並ニ其缺點

印度ニ於ケル中央銀行問題ヲ考フルニハ先ヅ現時ノ州立銀行ノ地位ト機能トニ就テ管見ヲ試ミネバナラス、蓋シ現時ノ州立銀行ハ或程度迄印度ノ中央銀行的職分ヲ盡シテ居ルカラデアル。

現在、印度ニハ三個ノ州立銀行ガアル「ベンゴール」銀行、孟買銀行、及「マドラス」銀行即チ是レデアル(註五)。

(註五)「ベンゴール」銀行ハ一八〇六年ニ創設セラレ一八〇九年ニ至リテ東印度會社ヨリ設立ノ特許ヲ得、孟買銀行(最初ノ)ハ一八四〇年ニ「マドラス」銀行ハ一八四三年ニ至リテ同シク特許ヲ得タノデアル、而シテ此等ノ銀行ハ何レモ一八六二年ニ至ルマデハ紙幣發行權ヲ有シテ居ツタノデアルカ同年ニ至リテ政府ガ發行スルコトニナツタノデアル(J. N. Keynes:—Indian Currency & Finance, p. 198-9)。

此三個ノ銀行ハ一八七六年ノ州立銀行條令ナルモノ、支配ヲ受ケテ居ルガ此條令ハ一八七九年、一八九九年及一九〇七年等ニ於テ夫レノ修正ヲ加ヘラレテ居ル、而シテ州立銀行ハ此條令ニヨリテ營業上種々ノ制限ヲ蒙ムツテ居ルガ(註六)

(註六) 例ヘバ(一)印度並ニ錫蘭拂ノ手形ニアラザレバ手形ノ振出、割引、買取、賣出等ヲ行フベカラズ、(二)印度以外ノ地ヨリ金ヲ借り又ハ預金ヲトリ、又ハ同様ノ目的ノ爲メニ海外ニ支店出張所ヲ設立スベカラズ、(三)六箇月以上ノ貸出ヲナスベカラズ、(四)不動産ヲ抵當トシ、(五)二人以下ノ署名セル約束手形ニ對シ(六)又ハ個人信用ニ對シ(七)又ハ商品(但シ商品ガ抵當トシテ銀行ニ預入レタル場合ヲ除ク)ニ對シテ貸出ヲナスベカラズト云フガ如キデアル、而シテ此等ノ制限ハ主トシテカ、ル半官的銀行ガ輕卒ナル營業ヲナスコトヲ妨グルノ目的ヨリ出デタルハ明カデアルガ同時ニ當時盛シテ活動シテ居

ウタ東印度會社側が其營業ニ蠶蝕セラル、チ防グ爲メノ嫉妬ヨリモ出デタルデアルト云フ (Keynes: — p. 200—2.)

今、其政府ノ銀行トシテノ關係ノ要點ヲ述ブレバ

(一) 此等ノ銀行ハ其本店及支店ニ於テ政府ノ爲メニ一般的取引ヲナスコト。

(二) 銀行ハ之レニ對シテ政府ヨリ特定ノ報酬ヲ得ルコト。

(三) 然レドモ政府ハ州立銀行ニ對シ常ニ或特定ノ現金殘高ヲ保存シテ置クノ義務ナキコト。

(四) 但シ各州立銀行ノ本店ニ於ケル政府預金ガ或特定金額ヲ超エタル時ハ銀行ハ之レニ對シテ利息ヲ拂ハザルコト (若シ此限度ヲ下リタル時ハ銀行ハ其當時ノ「コール、ローン」ニ對スル最低市場利率ト同一ノ利息ヲ拂フコト)

等ノ四項ニ盡クル、今(二)並ニ(四)ニ述ベタル政府ノ支拂フベキ報酬及銀行ガ利息ヲ支拂フベキ最低限度ヲ示セバ左ノ通りデアル (S. V. Doriswami: — p. 143) 更ニ州立銀行條令第八章參照)。

銀行名	銀行ガ一年間ニ政府ヨリ受クベキ報酬	銀行ガ利息ヲ拂フニ至ルベキ最低限度
ペンゴール銀行	二、九〇〇磅	一、三三三、三〇〇磅
マドラス銀行	八〇〇磅	一、一〇〇、〇〇〇磅
孟買銀行	八〇〇磅	一、三三三、〇〇〇磅

然レドモ實際ニ於テハ政府ハ一層寬大ニシテ各州立銀行ニ於テ有スル預金殘高ハ常ニ遙カニ其限度ヲ超過シテ居ルノデアル、即チ從來ノ例ニ依リテ見レバ「ペンゴール」銀行ニ對シテハ平生四十六萬乃至五十三萬磅、「マドラス」銀行ニ對シテハ十三萬磅内外、孟買銀行ニ對シテハ二十六萬乃至

三十四萬磅ニ達シテ居ルカラ多クノ場合ニ銀行ハ利息ヲ拂フノ必要ガ無イノミナラズ無利息ニテ多額ノ資金ヲ運用シ得ル利便ヲ得テ居ル、而シテ政府ガ公債ヲ募集シタル場合又ハ大藏省證券ヲ發行シタル場合等ニ於テハ其金額ノ更ニ一層増大スルニ至ルハ勿論デアル。

然ルニ此等ノ特別ノ利便ヲ有シテ居ルニ拘ラズ此等ノ州立銀行ハ過去ニ於テ往々ニシテ政府ニ對シ充分ニ政府ノ銀行タルノ職責ヲ盡シ得ナカツタノデアル、今其一二ノ例ヲ舉ゲルト

(一) 一八六三年十二月九日ニ於テ「ベンゴール」銀行ハ政府預金殘高トシテ帳簿上、二百九十六萬八千磅ノ負債ガアツタ、然ルニ銀行ハ政府預金ニ對スル特別準備金トシテ一百萬磅、政府及一般預金準備金トシテ九十九萬八千磅ヲ有スルニ過ギナカツタノデアル、茲ニ於テ政府ハ其預金ノ一部ヲ引出スコトノ却ツテ銀行ノ地位ヲ危フスルニ至ルヲ感ジ、之レヲ中止スルノ已ムナキニ至ツタノデアル。

(三) 又孟買銀行ハ一八四〇年ニ設立セラレタノデアルガ、一八六三年ヨリ向フ五年間、即チ百九十萬磅ノ損失ヲ招キタル爲ニ遂ニ一八六八年ニ改革スルノ已ムヲ得ザルニ至リシ五年間ノ營業振リハ誠ニ不成績デアツタガ、殊ニ一八六五年並ニ一八六七年ノ兩度ニ於テハ公衆預金ノ大引出ニ遭ヒ政府ハ之レニ援助ヲ與フルコトヲ公約シテ以テ辛フジテ恐懼ヲ防止スルコトヲ得タノデアル、又一八七四年ニ至リテハ同銀行ニ於ケル政府預金ハ凡ソ一百萬磅デアツタガ政府ガ其中僅カニ三十五萬磅ヲ引出サントシタル時銀行ハ之レニ應ズル事能ハズシテ其引出ハ遂ニ延期ヘルニ至ツタノデアル。

此等ノ事件ガ直接間接ノ原因トナリテ遂ニ政府ヲシテカルカツタニハ一八七六年ニ、孟買及マド

ラスニハ一八七九年ニ政府ノ準備金庫ナルモノヲ設立スルニ至ラシメタノデアル(ドライスワミー一四四頁以下參照)(註七)。

斯クノ如ク州立銀行ハ其營業上種々ノ缺點ヲ曝露シテ從來、政府ノ銀行トシテ十分ニ其機能ヲ盡スコトガ出來ナカツタニ拘ラズ、而カモ尙ホ消長常ナラザル印度銀行界ニ於テ兎ニモ角ニモ今日マデ其存立ヲ維持シ來レルハ實ニ煩鎖ナル州立銀行條令ナルモノ、アリテ其營業上ニ種々ノ制限ヲ與ヘタ爲メ其甚ダシク投機的ニ傾クコトヲ防止シタルニ歸因スル、換言スレバ州立銀行ガ何レモ今日マデ其存立ヲ維持シ得タノハ實ニ州立銀行條令ノ賜デアルト云フベキデアル、然シ今日ニ至リテハ此等ノ州立銀行ハ時勢ノ要求ニ適應シテ居ナイ、又數十年前ノ幼稚ナ經濟事情ノ下ニ發布セラレタル州立銀行條令ノ規定ハ州立銀行ヲシテ發達シタル現今ノ經濟事情ノ下ニ於テ十分ニ活動セシムルニハ煩鎖デアツテ時勢後レノ憾ガアル、即チ數十年前此等ノ州立銀行ノ發生ヲ促シタ經濟狀態ハ今日ニ於テハ殆ンド其跡ヲ絶チテ寧ロ新ナル形式ノ銀行ヲ要求シテ居ル。茲ニ於テ此等ノ州立銀行ヲシテ如何ニシテ時勢ノ要求ニ適應セシメンカノ所謂州立銀行改善問題ハ中央銀行設立問題ト密接ノ關係ヲ有シ且ツ論者中此等ノ州立銀行ヲ改造シテ中央銀行タラシメントスルモノアル所以デアル。

(註七) 政府ガ準備金庫ヲ設立シテ以來、政府資金ノ大部ハ之レニ貯藏セラレテ居ルガ爲メニ其銀行ニ預入レラレテアル場合ノ如ク之レヲ他ノ方面ニ利用シ得ナイト云フ不利ガアル、從ツテ若シ完全ナル中央銀行ガ出來テ政府資金ノ全部ヲ安心シテ之レニ預入レ置キ、政府ハ何時ニテモ必要ニ應ジテ之レヲ引出シ得ルモ、若シ不必要ナル場合ニハ十分ニ他ノ方面ニ利用シ得ル機ナレバ印度全體ノ利益デアル、此意味ニ於テモ完全ナル中央銀行ノ設立ヲ必要トスルト論ズルモノガアル。

(未完)